

〔論文〕

日本におけるリース会計の展開

菊 谷 正 人

I. 開 題

資産を取得する場合、即金買い (outright purchase)、信用買い (purchase through a normal credit sale agreement)、割賦購入 (hire purchase) およびリース取引 (leasing) があるが、前者二者においては当該資産の所有権は取得時に移転する (Alexander (1986) p.249)。

リースおよび割賦購入契約も資産を利用または購入する手段であるが、一定の制限条件がなければ、リースのときは資産の所有権 (ownership) は資産の取得者である賃貸人 (lessor) に残ったままであり、資産の利用者である賃借人 (lessee) には移転しない。リースは、賃借人がリース料を支払って、契約期間中に資産の独占的使用権を行使できる契約である (菊谷 (1988) 67 頁)。

従来、たとえば自動車、航空機、設備等を賃借していた企業の資産が大部分の利用資産を占めていたとしても、単に支払リース料 (lesse payments) を損益計算書に計上するだけであり、貸借対照表に当該資産を計上しない会計処理が行われていた。このような会計処理では、財務諸表の利用者が当該企業の財務内容について適正な判断を下すことができない欠陥が問題視されていた。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下、IASC と略す) は、1982 年 9 月に国際会計基準第 17 号「リースのための会計」(Accounting for Leases: 以下、IAS17 (1982 年) という) を公表し、企業が資産の法的所有権を有していない事実にもかかわらず、「経済的実質優先思考」(substance over

form) に基づいて一定のリース資産 (leased assets) を貸借対照表に表示することを要求した (IAS17 (1982 年) par.44)。

英国の会計基準委員会 (Accounting Standards Committee : ASC) も、1984 年 8 月に基準会計実務書第 21 号「リース契約および割賦購入契約のための会計」(Accounting for leases and hire purchase contracts : 以下、SSAP21 という) を公表し、IAS17 (1982 年) と同様に、一定の要件を満たした場合にはリース資産のオンバランス化を強制適用している (SSAP21, par.32)。

すなわち、リース取引は「ファイナンス・リース⁽¹⁾」(finance lease) と「オペレーティング・リース」(operating lease) に分類され、前者が実質的に売買取引とみなされ、賃借人は当該資産をリース資産として貸借対照表に計上できることになった。他方、後者には賃貸借処理が適用される。

わが国では、リース取引については、国税庁長官が昭和 53 年 (1978 年) 7 月に取扱通達 (個別通達) として「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」(以下、「昭和 53 年リース通達」という) を発遣している。さらに、リース取引のうちリース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引については、昭和 63 年 (1988 年) 3 月発遣の「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」(以下、「昭和 63 年リース通達」という) が実務上適用されていた (菊谷 (1996) 108 頁)。

世界的にリース会計基準が設定されていく中で、わが国の企業会計審議会も、「会計基準の国際的調和化⁽²⁾」(international harmonisation of

accounting standards) の観点から、1982年9月公表のIAS17(1982年)をモデルにして平成5年(1993年)6月17日に「リース取引に係る会計基準」(以下、「リース基準」と略す)を公表した。わが国の「リース基準」でも、法的形式(legal form)よりも経済的実質(economic substance)を重視する「経済的実質優先思考」に基づいて、一定の条件を満たすリース取引の場合には、原則としてリース資産が貸借対照表に計上される(「リース基準」三・1)。

各国の会計基準設定機関との協同・責任により、「会計基準の国際的コンバージェンス⁽³⁾」(international convergence of accounting standards)を目標にして高品質・理解可能で拘束力のある国際的な会計基準を開発するために、IASCを2001年4月に改組・改称した国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:以下、IASBと略す)は、IASCが1997年12月に改訂していたIAS17(1997年改訂)を2003年12月に再改訂し、2004年3月に国際会計基準第17号「リース」(Leases:以下、IAS17(2003年改訂)という)を公表している。

このような国際環境の変容に伴い、わが国では、企業会計審議会に代わる会計基準設定機関として平成13年(2001年)7月26日に設立された「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board of Japan:以下、ASBJと略す)が、IAS17(1982年)の影響を受けて公表されていた「リース基準」を差し替え、IAS17(2003年改訂)をモデルにして企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下、「基準13号」という)を平成19年(2007年)3月30日に公表した。

「基準13号」も、「リース基準」と同様に、ファイナンス・リース取引を「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に分けるが、後者にも売買処理を強制適用することにした(「基準13号」8項)。

しかしながら、IASBは、リース取引の経済的実質が同じであるにもかかわらず、「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」の区分により会計処理(売買処理と賃貸借処理)が異なることによって比較可能性が損なわれ、

有用な情報を提供しないことを懸念していた(IFRS16, par.BC3)。

IASBは、2016年1月に「IAS17(2009年修正)⁽⁴⁾」を廃棄処分し、国際財務報告基準第16号「リース」(International Financial Reporting Standard 16 Lease:以下、IFRS16という)に差し替えている。IASBが抜本的に改訂・作成したIFRS16は、従来のIAS17とは異なり、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分しないで、賃借人のリース取引に「使用権資産」(right-of-use-asset)と「リース負債」(lease liability)をオンバランスする単一の会計処理を要求している(IFRS16, par.22)。

つまり、「割賦購入説」から「資産使用権取得説」にコペルニクスの転換が図られている。「割賦購入説」とは、取引の経済的実質が割賦購入(定期的・規則的な分割支払いによって資産を引き受け、賦金完済後に当該資産を購入するかどうかを選択できる取引)と類似しているリース取引を割賦購入と同様の会計処理を要求する説である。「資産使用権取得説」は、リース取引を資産使用権の割賦による取得とみなし、資産使用権とリース料支払義務がそれぞれ資産と負債の定義を満たしているので、資産使用権とリース料支払義務をオンバランスできるという説である⁽⁵⁾。

わが国のASBJは令和6年(2024年)年9月13日に、IFRS16に収斂する形で企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」(以下、「基準34号」という)を公表した。IAS17からIFRS16に変更されたように、「基準34号」も、「基準13号」の「ファイナンス・リースには売買処理」と「オペレーティング・リースには賃貸借処理」の二区分処理から「リース取引の資産・負債両建処理」の単一処理を要求している。

本稿では、わが国におけるリース会計基準の公表経緯、会計処理の具体的内容における変遷を明らかにし、リース会計の課題について検討を加える。

Ⅱ. 昭和53年・63年発遣の「法人税取扱通達」

1. 昭和53年発遣の個別通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」

(1) 「昭和53年リース通達」の発遣経緯

わが国では、「日本リース・インターナショナル」(昭和42年に日本リースに改名、平成10年に倒産、平成13年にGEキャピタルリーシングとして再建、平成20年にGEフィナンシャルサービスに社名変更)がわが国初のリース会社として昭和36年(1963年)8月に設立され、設備調達方法としてリース取引が利用され始めている。翌年には、オリエント・リース(現在、オリックス)、東京リースが発足し、リース産業の基礎を拓いた(武田(1994)475頁)。

リース取引が一般的に利用されるに伴い、リース取引規模が拡大していく中で、その後におけるリース取引の課税上の取扱いに多大な影響を与えた「最高裁昭和43年8月27日判決」(最三小判『民集』92号105頁)が下された。本事案では、札幌市条例に基づく譲渡条件付機械使用制度によって中小企業に貸与した機械が割賦販売と判断され、資産の譲渡と同様であるので、売買処理とみなす判決が示され、原告は第一審の「札幌地裁昭和38年3月28日判決」と控訴審の「札幌高裁昭和40年6月28日判決」に続き敗訴した。

この判決を受けて、国税庁は昭和43年(1968年)10月に「法人税基本通達の改正案」(①リース期間後にユーザーに譲渡し、その価額が明らかなもの、②リース期間が設備の使用可能期間と比べて短く、リース料により設備の取得価額相当額を回収するもの、③リース物件が賃借人以外の者の使用に提供できないもの、返還困難なもの等であり、ユーザーが設備の使用可能期間を通じて使用するものは、売買取引として取り扱う内容)を公表した。この改正案に対処するためにリース会社7社によりリース事業懇談会(リース事業協会の前身)が昭和44年(1969年)1月に設置され、国税庁長官に「通達の決定を保留し、引き続き慎重に検討されたい」旨の要望書を提出したために、当該改正案の実施は見送られた(リース事業協会(2021)11-12頁)。

この時期には、リース取引に関する統一的な取扱いは設定されていなかったため、リース会社ごとに国税庁と協議し、ユーザーの支払リース料を損金算入することも認められていた。リース取引の課税上、個別事案ごとに賃貸借取引または売買取引として取り扱われ、個々の取引の取扱いが異なるので、個別の事案に対して国税庁は通達を発遣したり、リース料の損金算入を否定する更正処分が行われていた。このような状況に対応するために、リース事業懇談会は独自に税務上の取扱いを作成することによって自主規制を敷き、会員会社は自主基準を遵守することで課税上の問題が生じないように努めていた(坂本(2024)17-18頁)。

昭和53年(1978年)7月には、前記最高裁判決・改正案を参考にして、リース取引に係る取扱通達の個別通達として「昭和53年リース通達」を国税庁長官が発出し、リース取引の条件として下記事項すべてを満たすことを要求した(「昭和53年リース通達」1)。

- ①リース期間が定められていること
- ②次の割合が90%以上であること

$$\frac{\text{リース期間中に支払われるリース料の総額}}{\text{リース物件の取得価額+付随費用}}$$

- ③リース期間中に契約の解除が禁止されていること、または解約に際して未経過期間のリース料のおおむね全部を解約金としていること
- 上記条件を満たすリース取引は、(イ)売買として取り扱うリース、(ロ)リース料の一部を前払費用等として取り扱うリースおよび(ハ)リースバックに分けて、それぞれ異なる処理が行われる。

(2) 売買として取り扱うリース

「売買として取り扱うリース」として、①リース期間後無償譲渡条件付きのリース、②移設不能不動産のリース、③再賃貸不能専用機械装置等のリース、④特定不可能リース資産のリース、⑤購入選択権があり、かつ、期間が短期であるリース(法定耐用年数に比べて相当短い期間(法定耐用年数の70%(法定耐用年数10年以上のものは60%)未満の年数のリース)が限定列挙されている。このようなリース取引は、実質的

に分割払いによる資産の売買取引と同様とみなされることから、税務上、リース物件（リース資産）の売買があったものとして取り扱われる（「昭和53年リース通達」2）。

リース取引の要件である「リース料総額割合90%条項」および売買取引とみなす「耐用年数70%条項」は、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASBと略す）が1976年11月に公表していた財務会計基準書第13号「リースのための会計」（Statement of Financial Accounting Standards No.13 Accounting for Leases：以下、SFAS13という）における「耐用年数条項」（リース期間が見積耐用年数の75%以上であるリース）および「公正価値条項」（最小リース料支払額総額の割引現在価値がリース資産の公正価値の90%を超えるリース）（SFAS13, par.7）を参考に設定されたものと思われる。

「売買として取り扱うリース」の場合、賃借人におけるリース物件の取得価額は、原則として、(a) リース期間中に支払うべきリース料の合計額および(b) 当該物件を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額の合計額である。ただし、契約書等でリース会社における取得価額が区分・表示できる場合には、特例として、(c) リース会社におけるリース物件の取得価額および(b) 賃借人が支出する付随費用の額の合計額を取得価額とすることができる（「昭和53年リース通達」4(1)イ）。

税務計算上、リース取引が売買取引として取り扱われるということは、賃貸料がそのまま損金の額に算入されるのではなく、上記の取得価額を基礎価額にした減価償却費だけが損金算入限度額となる。したがって、会社の経理処理と法人税法上の税務計算が異なる場合には、申告調整が必要となる（武田（1994）492頁）。

(3) リース料の一部を前払費用等として取り扱うリース

リース物件の法定耐用年数に比べて相当短い期間（法定耐用年数の70%（法定耐用年数10年以上のものは60%））をリース期間とするリース取引（ただし、売買として取り扱われる

ファイナンス・リースを除く）については、リース期間の月数にその見込まれる再リース期間の月数を加えた月数をリース期間とする賃貸借が行われたとみなされ、各事業年度におけるリース期間に対応するリース料の額のうち、適正賃借料の額を超える金額が賃借人の前払費用として処理される（「昭和53年リース通達」5(1)イ）。

(借) 賃借料 ×××
前払賃借料 ×××
(貸) 現金預金 ×××

リース期間に前払費用として処理される額は、適正リース料を限度として取り崩し、損金の額に算入する（「昭和53年リース通達」5(1)ロ）。

(借) 賃借料 ×××
(貸) 現金預金 ×××
前払賃借料 ×××

リース料の額を各事業年度に損金経理している場合には、そのリース料の額は償却費として損金経理したものとみなされる（「昭和53年リース通達」4(1)ロ）。

(4) リースバック

所有している中古資産をいったんリース会社に譲渡し、当該資産をリース契約によって賃借することがある。これを「リースバック」といい、実質的には、自己資産を担保として融資を受けるという「譲渡担保⁽⁶⁾」と類似する。すなわち、中古資産をリース会社に譲渡して受け入れる譲渡代金は借入金（リース会社では貸付金）として取り扱われ、リースバックした資産に対して支払うリース料は借入金の分割返済金と利息等の支払いとして扱われる（武田（1994）500-501頁）。

(1) 中古資産の譲渡時：

(借) 現金預金 ×××
(貸) 固定資産 ×××
固定資産売却損 ×××

(2) リース料の支払時：

(借) リース料 ×××
(貸) 現金預金 ×××

実質的に金融取引と認められるときは、当初からその譲渡がなかったものとして取り扱われる（「昭和53年リース通達」6（1）イ）。したがって、中古資産の売却代金として受け入れた金額は借入金として処理し、リース料として支払った金額は借入金の返済と利息等の支払いとに分割して処理される。つまり、資産譲渡により計上した譲渡利益または譲渡損失の額は、当該事業年度の益金または損金の額に算入されない。リース料は、元本の返済・利息等の支払いとする（武田（1994）502頁）。

- (1) 中古資産の譲渡時：
 (借) 現金預金 $\times \times \times$
 (貸) 借入金 $\times \times \times$
- (2) リース料の支払時：
 (借) 借入金 $\times \times \times$
 支払利息等 $\times \times \times$
 (貸) 現金預金 $\times \times \times$

2. 昭和63年発遣の個別通達「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」

「昭和63年リース通達」は、リース期間がリース物件の法定耐用年数の100分の120に相当する年数（1年未満の端数切上げ）を超えるリース取引を「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引」として、税務上の取扱いを示している。

たとえば、売買取引として取り扱われる場合における貸借人の税務処理としては、原則として、リース物件を引き渡した時の収益および費用とする。特例として、延払条件付譲渡等に係る収益及び費用の帰属年度の適用（すなわち「延払基準⁽⁷⁾」の適用）が認められる。この場合、リース期間中に収受すべきリース料の額の合計額が、延払条件付譲渡等の対価の額として取り扱う（「昭和63年リース通達」）。

貸借人の税務処理としては、「昭和53年リース通達」で示された「リース期間が法定耐用年数よりも短いリース取引」における売買取引の税務処理と全く同じである（「昭和63年リース通達」）。

他方、金融取引として取り扱われる場合における貸借人の税務処理としては、貸借人がリース期間中に借借人から収受すべきリース料の合計額のうち、貸付金の額に相当する金額は貸付金の回収額、それ以外の部分の金額は受取利息収入額として処理することになる。各事業年度に収受するリース料の額に係る貸付金の回収額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に行う（「昭和63年リース通達」）。

賃借人の税務処理としては、賃借人がリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額のうち、借入金の額に相当する金額は借入金の返済額、それ以外の部分の金額は支払利息等の額として処理する。借入金の額に相当する金額（付随費用も含む）が、賃借人のリース物件の取得価額となる。支払利息等として処理される金額は、リース期間の経過に応じて損金算入される。各事業年度に支払うリース料の額に係る借入金の返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算に準じて合理的に行う。なお、各事業年度において支払うべきリース料の額が賃借料として損金経理している場合には、そのリース料のうち借入金に相当する額は償却費として損金経理したものとされる（「昭和63年リース通達」）。

わが国では、リース取引に関する会計基準が存在しない時代には、「法人税基本通達」が実務指針として適用・機能していた。

Ⅲ. 平成5年公表の「リース取引に係る会計基準」

1. 「リース取引に係る会計基準」の公表経緯とリース取引の種類

わが国で設備調達方法としてリース取引が導入されて以来、30年経過し、平成3年度（1991年度）におけるリース取引による設備投資額の民間設備投資に占める割合が7.76%に達している経済環境を鑑み、企業会計審議会は「リース取引に係る会計基準」（以下、「リース基準」と略す）を平成5年（1993年）6月17日に公表した（「リース取引に係る会計基準の設定について」）。

「リース基準」も、IASCのIAS17(1982年)をモデルにして作成されているので、リース取引を「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」に分類し、それぞれ異なる会計処理を要求する。

IAS17(1982年)の定義に従えば、「ファイナンス・リース」とは、法的所有権の最終的移転があるか否かにかかわらず、「契約の法的形式よりも取引の経済的実質」(the substance of the transaction rather than the form of the contract)に重きを置き、資産の所有に伴う危険と報酬(risks and rewards)が実質的に賃借人に移転するリースをいう(IAS17(1982年) pars.2 and 5)。たとえば、賃借人がリース資産の維持費、保険料等の支払いを要求されれば、それは「ファイナンス・リース」に該当する。

ここに「危険」とは、遊休資産の能力(idle capacity)または技術的陳腐化(technological obsolescence)から生じる損失の可能性および経済的諸条件の変化に基因する売上高の変動(variations in return)の可能性を含む。「報酬」は、当該資産の経済的耐用年数にわたる利益稼得活動(profitable operation)による期待であり、かつ、資産増価(appreciation in value)または残価の実現(realisation of a residual value)による利得(gain)の期待によって表わされる(IAS17(1982年) par.3)。

「ファイナンス・リース」は、所有に伴う危険と報酬が実質的にすべて移転するので、実質的には当該資産の売買取引であるとみなされる。「経済的実質優先主義」に基づいて、賃借人では貸借対照表においてリース資産を計上することになる。

IAS17(1982年)(par.20)によれば、ファイナンス・リース取引によりリース資産を取得した場合には、取得原価は、リース開始日に算定された当該資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で算定される。英国のSSAP21(par.32)は、資産・負債の両建計上を行うことになるリース資産・リース債務には、当該リースに関連のある利子率で割り引かれた最低リース料支払額(リースの残余期間にわたる最低支払額に賃借人により保証

された残存価額を加算した金額)の現在価値(present value of the minimum lease payment)によって算出する。

(借) リース資産 $\times \times \times$

(貸) リース債務 $\times \times \times$

わが国の「昭和53年リース通達」や「昭和63年リース通達」とは異なり、リース資産の取得原価の算定に際して割引現在価値(discounted present value)が利用されている。

平成5年6月公表の「リース基準」(二)によれば、リース取引は、(a)ノンキャンセラブル条項(中途解約禁止条項)と(b)フルペイアウト条項(全額支払条項)の二条件を満たす「ファイナンス・リース」とそれ以外の「オペレーティング・リース」に分類される。さらに、「ファイナンス・リース」のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が賃借人に移転すると認められている「所有権移転ファイナンス・リース」以外の取引は、「所有権移転外ファイナンス・リース」として分類される。IAS17(1982年)やSSAP21には、このような区分はない。

他方、「オペレーティング・リース」は、賃借人に資産の所有による危険を負担させないで、賃貸人が当該資産の利益と危険を留保するので、賃借人が資産の利用可能な耐用年数内の一定期間中にリース料を支払うだけの取引である。「オペレーティング・リース」と判別された場合には、リース資産の賃貸借取引とみなされ、リース料は、賃借人では費用(支払リース料)として計上される。

(借) 支払リース料 $\times \times \times$

(貸) 現金預金 $\times \times \times$

2. リース取引の計算方法と開示方法

(1) オペレーティング・リース

わが国の「リース基準」(四・1)の規定では、「オペレーティング・リース」については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において解約する場合を除き、貸借対照表日後一年以上と一年を

超えるリース期間に係る未経過リース料を区分・注記しなければならない。

「リース基準」(別紙様式2)により、借借人(以下、「リース基準」の用語に従い、借手側という)および貸借人(以下、「リース基準」の用語に従い、貸手側という)の「オペレーティング・リース取引」に係る注記事項の記載方法・内容は、下記のように例示されている。

様式2 (オペレーティング・リース取引に係る注記)

(1) 借手側

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	×××	×××	×××

(2) 貸手側

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	×××	×××	×××

(2) 所有権移転ファイナンス・リース

「ファイナンス・リース」については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理、すなわちリース物件とこれに係る債務をリース資産・リース債務として貸借対照表に計上し、かつ、リース資産に関しては減価償却を行い、リース債務に関してはリース料の支払時に利息相当額とリース債務返済額を区分して処理する方法を行う(「リース基準」三・1・(1))。

「リース基準」も、1982年9月公表のIAS17(1982年)に基づいて作成されたので、資産の所有権が法律形式的に移転しないにもかかわらず、経済的実質を優先する「経済的実質優先主義」に基づいて、一定の条件を満たすリース取引の場合には、売買取引としてリース資産が貸借対照表に計上される。

リース物件の取得価額の算定方法については、リース取引開始時に合意されたリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除する方法と控除しない方法があるが、原則として前者の方法による(「リース基準」注解2)。IASCのIAS17(1982年)や英国のSSAP21とは異なり、わが国の「リース基準」では、リース資産の取得価額の算定には現在価値は利用されていない。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース

「所有権移転外ファイナンス・リース」については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理、すなわちリース物件のリース料を支払時に費用処理する方法(「オペレーティング・リース」に適用する方法)を行うことができるが、下記事項の注記を必要とする(「リース基準」三・1・(2))。

- (1) リース物件の取得価額相当額(原則として、リース取引開始時に合意されたリース総額から利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて算定する。)
- (2) 減価償却累計額相当額(リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。)
- (3) 期末残高相当額(取得価額相当額から減価償却累計額相当額を控除した額)
- (4) 未経過リース料期末残高相当額(原則として、貸借対照表日後のリース期間に係るリース料から利息相当額の合理的な見積額を控除して算定する。貸借対照表日後一年以内と一年以内を超えるリース期間に係るリース料を分けて記載する。)
- (5) 当期のリース支払料、減価償却相当額および支払利息相当額
- (6) 減価償却累計額相当額および利息相当額の算定方法

「リース基準」(別紙様式1)により、借手側および貸手側の「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に係る注記事項の記載方法・内容は、次のように例示されている。

様式1 (ファイナンス・リース取引に係る注記)

(1) 借手側

- ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具器具備品	その他	合計
取得価額相当額	×××	×××	×××	×××
減価償却累計額相当額	×××	×××	×××	×××
期末残高相当額	×××	×××	×××	×××

- ②未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	×××	×××	×××

③当期のリース支払料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	×××
減価償却費相当額	×××
支払利息相当額	×××

④減価償却累計額相当額及び利息相当額の算定方法

(2) 貸手側

①固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	機械及び装置	工具器具備品	その他	合計
取得価額	×××	×××	×××	×××
減価償却累計額	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
期末残高	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>

②未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	×××	×××	×××

③当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	×××
減価償却費	×××
受取利息相当額	×××

④利息相当額の算定方法

このように、「所有権移転外ファイナンス・リース」については、原則法である売買処理を行った場合と同等の情報を注記で開示することを条件にして、賃貸借処理の適用が容認されている。「ファイナンス・リース」と判定されながらも、当該リース物件のオフバランス化を認めるという日本独特の例外規定(賃貸借処理規定)が明示的に規定化されていた(菊谷=内野(2007) 199頁)。

なお、①リース期間が1年未満のリース取引および②事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額なリース取引については、注記を省略することができる(「リース基準」注3)。

表1では、「リース基準」によりリース取引と判定された場合における借手側の会計処理が示されている。

表1 「リース基準」による借手側の会計処理

リースの種類		会計処理
ファイナンス・リース	所有権移転ファイナンス・リース	売買処理
	所有権移転外ファイナンス・リース	賃貸借処理と注記開示(短期リース・少額リースには注記省略)
オペレーティング・リース		賃貸借処理

出所：著者作成。

わが国初のリース会計基準である「リース基準」では、ファイナンス・リース取引が「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に分けられたが、貸借対照表上にリース資産・リース債務のオンバランスを強制する「所有権移転ファイナンス・リース」の利用は1%にも満たなかった。したがって、ファイナンス・リース取引の大半を占める企業実践は「所有権移転外ファイナンス・リース」であり、借手側においては、原則法である売買処理を採用している株式公開会社は数社に止まり、ほとんどの会社は例外方法である賃貸借処理を利用している。貸手側においては、すべての株式公開会社が例外法である賃貸借処理を採択していた(ASBJ(2004))。

「リース基準」がモデルにしたIAS17(1982年)では、このような二区分はなく、ファイナンス・リース取引の会計処理として売買処理が原則法であり、賃貸借処理の例外規定はない。国際的な観点から見れば、わが国の「リース基準」は特異な会計基準であったと言わざるを得ない。

3. 税法に対する「リース取引に係る会計基準」の影響

法人税法上、平成5年(1993年)6月に公表されていた「リース基準」に歩調を合わせる形で、平成10年度(1998年度)税制改正におい

て、「リース基準」における「ファイナンス・リース取引」の定義が法制化されるに至っている。これに伴い、「昭和53年リース通達」と「昭和63年リース通達」は廃止され、リース取引の取扱いが初めて「法人税法施行令」（昭和40年政令第97号）に明文化された。旧法人税法施行令第136条の3が、売買取引とされるリース取引、金融取引とされるリース取引を再定義している。

たとえば、売買取引とされるリース取引として、①リース期間終了時またはリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの、②賃借人に対し、リース期間終了時またはリース期間の中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が付与されているもの、③リース資産の種類、用途、設置状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中に賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであることまたはリース資産の識別が困難であると認められるもの、④リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるものが限定列挙されていた（旧法令136の3①～④）。

リース取引課税上、自主基準と通達課税を経て、平成10年以降、「法人税法施行令」による税法規定が会計基準と基本的に調和を歩む「税会一致」に進展していくことになった（坂本（2024）17頁）。

Ⅳ. 平成19年公表の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」

1. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の公表経緯

前述したように、「会計基準の国際的コンバージェンス」を目標にして、高品質で理解可能な会計基準を開発するために、IASBは2001年4月にIASBとして改組・改称された。IASBは、既存のIASを見直し、そのほとんどを改訂・差替えまたは廃棄を行うとともに、独自に「国際財務報告基準」（International Financial Reporting Standards: 以下、IFRSと略す）を作成・公表している。EU加盟国が2005年（平成14年）

1月から連結財務諸表にIAS/IFRSを強制適用する「2005年問題」に対応するために、IASBは15篇のIASを2003年12月に改訂し、2004年3月に公表している。IAS17（1997年改訂）も2003年12月に改訂され、2004年3月にIAS17（2003年改訂）に差し替えられている。

前述したように、わが国では、会計基準の国際的コンバージェンスに対応できるように、会計基準の開発・審議、国際的な会計基準の整備への貢献等を直接担当する機関として、プライベート・セクターのASBJが、「企業会計審議会」に代わる会計基準設定機関として平成13年（2001年）7月26日に設立された。ASBJは、独自に「企業会計基準」を作成・公表するとともに、企業会計審議会が作成・公表してきた金融商品・セグメント情報・リース取引・企業結合・退職給付に係る会計基準を新しい「企業会計基準」に差し替え、大幅にIAS/IFRSへのコンバージェンスを図っている。

IAS17（1982年）の影響を受けて企業会計審議会が1993年に公表していた「リース基準」は廃棄され、IAS17（2003年改訂）をモデルにして企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下、「基準13号」という）が平成19年（2007年）3月30日にASBJによって公表された。「基準13号」も、ファイナンス・リース取引を「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に分けるが、注記開示を容認していた「リース基準」とは異なり、後者にも売買処理を強制適用することにした（「基準13号」8項）。

2. ファイナンス・リース取引の種類とその特徴

「基準13号」（5項）は、「リース基準」と同様に、(a)リース期間の途中で解約できない「ノン・キャンセラブル要件」と(b)リース料を実質的に負担する「フル・ペイアウト要件」を要求し、その上で(イ)リース料総額の現在価値が見積現金購入価額（借手側が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額）のおおむね90%以上である「現在価値基準」または(ロ)解約不能のリース期間が当該リース物件の

経済的耐用年数のおおむね75%以上である「経済的耐用年数基準」のいずれかに該当する場合に限り、「ファイナンス・リース取引」とみなし、「売買処理」を適用する（「基準13号」9項）。

「基準13号」では、リスク経済価値アプローチに基づいて、リース物件の所有に伴うリスクと経済価値が貸手から借手に実質的に移転する場合に「ファイナンス・リース取引」に該当すると判定され、オンバランス処理されている。「ファイナンス・リース取引」の場合には、借手は貸手に資金調達を肩代わりしてもらい、その資金で物件を購入したとみなすことができるので、資金調達と物件購入を擬制することによって、オンバランス処理が正当化されてきた（角ヶ谷（2024）58頁）。

「ファイナンス・リース」は、賃貸人の立場に立てば、資産購入の資金を賃借人に貸し付ける（ファイナンスする）代わりに、当該資産を購入して賃貸する（lease）取引であり、実質的には当該資産の売買取引（あるいは物融）とみなされる。

なお、「ファイナンス・リース取引」と判定されたもののうち、(1)リース期間終了後または期間の途中でリース物件の所有権が借手側に移転する「所有権移転条項付リース」、(2)リース物件の価額に比べて著しく有利な価額で買い取る権利が付与され、その行使が確実に予想される「割安購入選択権条項付リース」または(3)「特別仕様のリース物件」のいずれかに該当する場合には「所有権移転ファイナンス・リース取引」、いずれにも該当しない場合には「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分類され、それぞれ異なる「売買処理」が行われる（「適用指針16号」10項）⁽⁸⁾。IAS17（2003年改訂）には、このような区分はない。

リース取引のうち、上記のファイナンス・リース取引に該当しない場合には、「オペレーティング・リース」として賃貸借処理が適用される。「オペレーティング・リース」と判別された場合には、リース資産の賃貸借取引とみなされ、リース料は、賃借人では費用（支払リース料）として計上される。

3. ファイナンス・リース取引の計算方法

(1) 借手側の会計処理

①所有移転ファイナンス・リース取引

「所有移転ファイナンス・リース取引」の借手側では、リース資産・リース債務の計上額を算定するに際しては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。利息相当額（支払利息）は、原則として、リース期間にわたり「利息法」により配分する（「基準13号」11項）。

「利息法」とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。当該利率は、リース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産・リース債務の計上額と等しくなる利率として求められる。リース期間が長期にわたるので、リース料総額に含まれる一定の利息を認識するために、その算定には「割引現在価値」（discounted present value）の考え方が用いられている。

「所有移転ファイナンス・リース取引」における減価償却は、自己所有の資産に適用する減価償却と同一の方法（たとえば、定額法、定率法、生産高比例法等による）により算定される（「基準13号」12項）。

②所有移転外ファイナンス・リース取引

他方、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」におけるリース資産の計上額は、次のとおりを求める（「適用指針16号」22項）。

①リース物件の「貸手の購入価額」等が明らかである場合には、リース料総額を割引率で割り引いた「現在価値」と「貸手の購入価額」等とのいずれか低い額による。

②リース物件の「貸手の購入価額」等が明らかでない場合には、「現在価値」と「見積現金購入価額」とのいずれか低い額による。

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」における減価償却費は、原則として、耐用年数をリース期間とし、残存価額をゼロとして算定される（「基準13号」12項）。つまり、「所有権移転外ファイナンス・リース」には、「リース期間定額法」が適用される。

たとえば、 t_1 期首にリースを開始したリース物件（トラック）のリース料の年額が4,000千円（リース料総額12,000千円）、借手側の見積現金購入価格が11,000千円（貸手側の購入価額は借手側には明らかでない）であり、リース期間を3年、適用利率を年5%と仮定した場合、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」におけるリース資産・リース債務の計上額は下記算式のように10,893千円と算定され、この基礎価額に基づいて毎期の減価償却費は3,631千円（=10,893千円÷3年）と計上される。

$$\frac{4,000 \text{ 千円}}{1 + 5\%} + \frac{4,000 \text{ 千円}}{(1 + 5\%)^2} + \frac{4,000 \text{ 千円}}{(1 + 5\%)^3} \\ \approx 10,893 \text{ 千円} < 11,000 \text{ 千円}$$

リース開始時（ t_1 期首）とリース料支払日・決算日（ t_1 期末・ t_2 期末・ t_3 期末）における仕訳処理を示せば、次のとおりになる（単位：千円）。

t_1 期首（リース開始時）：	
（借）リース資産	10,893
（貸）リース債務	10,893
t_1 期末（第1回リース料支払日・決算日）：	
（借）リース債務	3,455 ⁽¹⁾
支払利息	545
減価償却費	3,631
（貸）現金預金	4,000
減価償却累計額	3,631
	(1)4,000千円÷(1+5%) ³ ≈3,455
t_2 期末（第2回リース料支払日・決算日）：	
（借）リース債務	3,628 ⁽²⁾
支払利息	372
減価償却費	3,631
（貸）現金預金	4,000
減価償却累計額	3,631
	(2)4,000千円÷(1+5%) ² ≈28,278
t_3 期末（第3回リース料支払日・決算日）：	
（借）リース債務	3,810 ⁽³⁾
支払利息	190
減価償却費	3,631
（貸）現金預金	4,000
減価償却累計額	3,631
	(3)4,000千円÷(1+5%)≈3,810

前述したように、IAS17（2003年改訂）には、「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の区分はない。IAS17（2003年改訂）は、ファイナンス・リースを二種類に分けることなく売買処理、減価償却には自己所有の資産と同一の方法を要求する。ただし、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合には、償却期間は当該資産の経済的耐用年数であり、それ以外の場合には、経済的耐用年数とリース期間のいずれか短い年数である（IAS17（2003年改訂）pars.27-28）。

わが国のASBJにより「基準13号」と同時に公表された企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針16号」という）が容認する会計処理として、「リース基準」（注3）の規定内容に類似する①リース期間が1年以内である「短期のリース取引」および②企業に事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引であり、かつ、リース契約1件当たりのリース総額が300万円以下である「少額のリース取引」には、簡便法が利用できる（「適用指針16号」34-35項）。すなわち、「オペレーティング・リース取引」と同様に、通常の「賃貸借処理」に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。IAS17（2003年改訂）は、簡便処理（売買処理ではなく賃貸処理）のような特例を認めてない。

一般に、日本基準・米国基準が詳細かつ具体的な会計規定を設ける「細則主義」（rule basis）であるのに対し、IAS/IFRSは、原則的な規定を設け、基本的に例外規定を設けない「原則主義」（principle basis）に基づいている。わが国の「基準13号」では、ファイナンス・リース取引の要件として90%以上の「現在価値基準」、75%以上の「経済的耐用年数基準」といった数値基準があり、さらに、「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に分けて異なる会計処理が要求されるが、IAS17（2003年改訂）にはそのような細かい規定はない。リースは、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には「ファイナンス・リース」、移転しない場合には

「オペレーティング・リース」に分類すると規定するに止まる (IAS17 (2003年改訂) par.8)。また、わが国の「適用指針 16号」では、リース料総額が 300 万円以下である「少額リース取引」に対して簡便処理 (売買処理ではなく賃貸処理) を行うことができるが、IAS17 (2003年改訂) はそのような特例を認めていなかった。

(2) 貸手側の会計処理

①所有移転ファイナンス・リース取引

「所有移転ファイナンス・リース取引」の貸手側では、リース取引開始日に「売買処理」により「リース債権」として計上する (「基準 13号」13項)。

貸手側における利息相当額 (受取利息) の総額は、リース契約時に合意されたリース料総額と見積残存金額の合計額から、これに対応するリース資産の取得価額を控除することによって算定される。当該利息相当額は、原則として、リース期間にわたり「利息法」により配分する (「基準 13号」14項)。

リース取引開始日に「リース債権」として計上する会計処理としては、(a) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法、(b) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法、(c) 売上高と売上原価を計上せずに利息相当額を各期に配分する方法のいずれかの方法を選択し、継続して適用しなければならない (「適用指針 16号」51項、61項)。

前記設例 (リース料年額 4,000 千円 (リース料総額 12,000 千円)、リース期間 3年) における貸手側の購入価額が 10,500 千円であり、計算利率が 7% であると想定した場合の (a) 法における仕訳処理は、下記のとおりである (単位: 千円)。

t₁ 期首 (リース契約時) :

(借) リース債権 10,500
(貸) 買掛金 10,500

t₁ 期末 (第 1 回リース料受取日・決算日) :

(借) 現金預金 4,000
売上原価 3,266⁽⁴⁾
(貸) 売上 4,000
リース債権 3,266

(4) 4,000 千円 ÷ (1+7%)³ ≒ 3,266

t₂ 期末 (第 2 回リース料受取日・決算日) :

(借) 現金預金 4,000
売上原価 3,494⁽⁵⁾
(貸) 売上 4,000
リース債権 3,494
(5) 4,000 千円 ÷ (1+7%)² ≒ 3,494

t₃ 期末 (第 3 回リース料受取日・決算日) :

(借) 現金預金 4,000
売上原価 3,740⁽⁶⁾
(貸) 売上 4,000
リース債権 3,740
(6) 4,000 千円 ÷ (1+7%) ≒ 3,740

②所有移転外ファイナンス・リース取引

「所有移転外ファイナンス・リース取引」の貸手側では、リース取引開始日に「売買処理」により「リース投資資産」として計上する (「基準 13号」13項)。

利息相当額の総額は、原則として、リース期間にわたり「利息法」により配分する (「基準 13号」14項)。ただし、貸手側として当該リース取引に重要性が乏しいと認められる場合には、リース期間にわたり定額で配分することができる。

リース取引開始日に「リース投資資産」として計上する会計処理としては、「所有移転ファイナンス・リース取引」と同様に、(a) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法、(b) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法、(c) 売上高を計上せずに利息相当額を各期に配分する方法のいずれかの方法を選択し、継続的に適用する必要がある (「適用指針 16号」51項)。

前記設例における貸手側の購入価額が 10,500 千円であり、計算利率が 7% であると想定した場合の (b) 法における仕訳処理は、下記のとおりである (単位: 千円)。

t₁ 期首 (リース契約時) :

(借) リース投資資産 12,000
売上原価 10,500
(貸) 売上 12,000
買掛金 10,500

t ₁ 期末 (第1回リース料受取日・決算日) :	
(借) 現金 預金	4,000
繰延リース利益繰入	766
減価償却費	4,000 ⁽⁷⁾
(貸) リース投資資産	4,000
繰延リース利益	766 ⁽⁸⁾
リース投資資産	4,000
(7)	12,000千円÷3=4,000千円
(8)	(4,000千円-3,494千円)+ (4,000千円-3,740千円)=766千円
t ₂ 期末 (第2回リース料受取日・決算日) :	
(借) 現金 預金	4,000
繰延リース利益	506
減価償却費	4,000
(貸) リース投資資産	4,000
繰延リース利益戻入	506 ⁽⁹⁾
リース投資資産	4,000
(9)	4,000千円-3,494千円=506千円
t ₃ 期末 (第3回リース料受取日・決算日) :	
(借) 現金 預金	4,000
繰延リース利益	260
減価償却費	4,000
(貸) リース投資資産	4,000
繰延リース利益戻入	260 ⁽¹⁰⁾
リース投資資産	4,000
(10)	4,000千円-3,740千円=260千円

4. 税法に対する企業会計基準第13号の影響

平成19年の税制改正時には、リース取引に係る所得金額の計算規定が法人税法施行令から法人税法(昭和40年法律第34号)に移され、法人税法第64条の2が新設された。

ファイナンス・リース取引の判定基準の一つとして、原則として、リース料総額の「全額」が取得のために通常要する価額の概ね90%以上であることを要件とした。法人税法上、割引前のリース料総額が当該資産の取得のために通常要する価額(つまり見積現金購入価額)のおおむね90%を超える場合に、リース料を実質的に負担する「フル・ペイアウト要件」を満たすことになる(法令131の2②)。したがって、「リース料総額の現在価値」を要求する「基準13号」と比べて、現在価値に割り引かない「リー

ス料総額」を判定基準とするために、売買処理として取り扱われるリース取引(ファイナンス・リース取引)の判定が広範囲となっている。

法人税法上、ファイナンス・リース取引により取得した「リース資産」の取得価額は、原則として、①リース期間中に支払うべきリース料の合計額(リース料総額)および②当該リース物件を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額の合計額である。ただし、リース料総額のうち利息相当額を合理的に区分できる場合には、リース料総額から当該利息相当額を控除した金額を取得価額とすることができる。なお、利息相当額は「利息法」または「定額法」により損金の額に算入する(法基通7-6の2-9)。

「基準13号」の影響を受けて、法人税法でも、例外処理として、割引計算による現在価値で計上し、利息相当額は定額法または利息法により配分計算することもできる。法人税法では、複雑な割引計算や利息法は、原則的方法ではなく、任意的に選択適用できる。法人税法は、零細・中小法人を含めたすべての法人を適用対象とするために、煩雑な計算はなるべく避け、簡便な方法を採用する機会が多いが、割引計算による「現在価値」や利息法により配分する会計処理も例外的に容認されている。

なお、ファイナンス・リース取引により取得したリース資産の取得価額は、「リース期間定額法」により償却され、減価償却費は損金の額に算入される。法人税法上の「リース期間定額法」とは、リース資産の取得価額をリース期間で月数按分した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法である(法令48の2①六)。

「基準13号」(9-14項)は、原則として、ファイナンス・リース取引の貸手側の利息相当額(以下、リース利益額という)を利息法により配分するが、法人税法では、課税所得計算上、納税資金の問題が生じるために、リース利益額のうち「実質的に受取利息と認められる金額」(リース利益額の20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分(事務管理等相当分)の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上する。利息法と定額法を併用することに

よって、全面的な利息法の採用よりも益金算入の期間平準化（初年度における課税所得の軽減化）を配慮している（菊谷＝内野（2007）201-202頁）。

V. 令和6年公表の企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」

1. 企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」の公表経緯

前述したように、ファイナンス・リースには「売買処理」、オペレーティング・リースには「賃貸借処理」を適用するIAS17は2016年1月にIFRS16に差し替えられ、IFRS16は2019年1月より適用されている。IASBがIAS17を廃棄処分して、新規に作成・公表したIFRS16は、従来のIAS17とは異なり、リース取引におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を廃止し、原則として、借手のリース取引には「使用権資産とリース負債」をオンバランスする会計処理を要求する（IFRS16, par.22）。

旧基準のIAS17をモデルにしてファイナンス・リースには「売買処理」、オペレーティング・リースには「賃貸借処理」を適用する「基準13号」とは乖離するIFRS16が公表されたことにより、わが国におけるリース会計に対する国際的コンバージェンスは一步後退したことになる。日本の会計基準設定機関であるASBJは、国際的に1周遅れの「基準13号」を廃棄処分するために、2016年1月公表のIFRS16および米国のFASBが2016年2月に公表していたAccounting Standards CodificationのTopic842「リース」における「使用権モデル」(right of use model)を参考にして、新リース会計基準の作成に平成30年(2018年)6月から取り組んでいる（「基準34号」BC7項）。

ASBJは、令和5年(2023年)5月に公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」を公表し、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」（「基準34号」という）および企業会計基準

適用指針第33号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針33号」という）を作成し、令和6年(2024年)年9月13日に公表した。

すなわち、ファイナンス・リースには「売買処理」、オペレーティング・リースには「賃貸借処理」を適用する「基準13号」とは異なり、新しいリース会計基準である「基準34号」は、IASBのIFRS16やFASBのTopic842と同様に、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止し、リース取引として借手では「使用権資産」と「リース負債」を両建計上する会計処理に統一している。わが国においても、「割賦購入説」から「資産使用権取得説」の会計処理に転換されることになった。

「割賦購入説」が、リース物件の所有に伴うリスクと経済的価値が実質的にすべて移転するという「リスク・経済的価値アプローチ」(risks and rewards approach)によるオンバランスの理論であるのに対し、「資産使用権取得説」（以下、「使用権モデル」という）は、資産を使用価値、処分価値、担保価値といった分割可能な経済的便益の束とみなし、それらを測定可能性・信頼性等に基づいて識別し、その識別された経済的便益を個別に資産計上するか否かを判断していく「構成要素アプローチ」(component approach)によるオンバランスの理論である点で、両説には根本的な相違がある。

令和6年9月公表の「基準34号」は、令和9年(2027年)4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される。ただし、令和7年(2025年)4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用することができる（「基準34号」58項）。なお、金融商品取引法の適用を受ける上場企業等、会社法上の会計監査役設置企業等に対しては、「基準34号」は強制適用される。

2. リースの定義変更とその特徴

「基準34号」(6項)によれば、「リース」とは、原資産を使用する権利を対価と交換して一定期間にわたり移転する契約または契約の一部をいう。ここに「原資産」とは、リースの対

象となる資産であり、貸手によって借手に当該リース資産を使用する権利が移転されるものをいう（「基準34号」6項）。たとえば、航空機のリースであれば、その航空機が原資産となる。

リース契約の締結時に、当事者（借手と貸手）は当該契約がリースを含むか否かの判断を行う必要がある（「基準34号」25項）。その判断に当たり、契約が特定された資産の使用を支配す

る権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含むことになる（「基準34号」26項）。

IFRS16（BC31における図）と「適用指針33号」（「設例1」における図）を参考にして、当該契約がリースを含むか否かを判定するフローチャートを作成すると、図1のように図形化されるであろう。

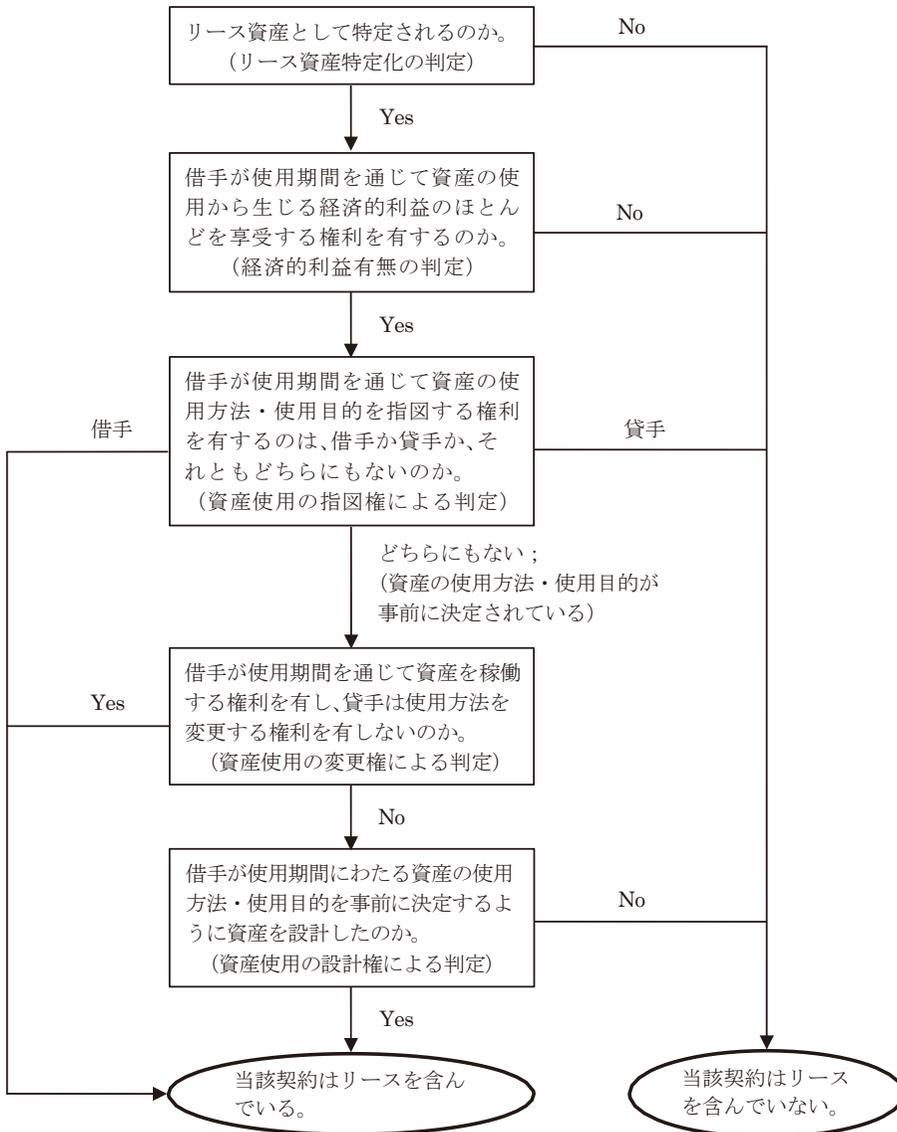


図1 契約がリースを含むか否かの判定フローチャート

出所：IFRS16(BC31)と「適用指針33号」[設例1]に基づいて部分修正。

「契約または契約の一部」には、契約全体でリース取引を構成するケースもあれば、契約の一部がリース取引を構成するケースもあるということであるが、後者のケースとしては、自動車のリースと自動車のメンテナンス・サービスが当該契約の中に締結されている場合が該当する（「基準 34 号」BC32 項）。

従来、オペレーティング・リースと判定された場合、リース費用とメンテナンス・サービス費用がいずれも定額計上され、両者の区別は無視されていた。「基準 34 号」は、IFRS16(par.12)の規定を踏襲して、「リースを構成する部分」（以下、「リース構成部分」という）と「リースを構成しない部分」（以下、「非リース構成部分」という）に区分し、原則として、異なる会計処理を要求する（「基準 34 号」28 項）。

すなわち、「リース構成部分」には「使用権資産・リース負債計上」の会計処理、「非リース構成部分」（各種のサービス部分）には費用計上処理が適用される。その場合、契約における対価の金額を「リース構成部分」と「非リース構成部分」に配分する費用については、貸手が当該構成部分に個々に請求するであろう「独立価格」の比率に基づいて対価の金額は配分される（「適用指針 33 号」〔設例 7〕）。

たとえば、リース構成部分の貸手による独立販売価格（借手が把握している独立価格に等しい）が 72,000 千円、非リース構成部分の貸手による独立販売価格が 18,000 千円であるリース契約の対価を 81,000 千円、リース期間を 10 年であると想定した場合、リース契約における対価の配分額は、「リース構成部分」には 64,800（ $=81,000 \times 72,000 / 90,000$ ）千円、「非リース構成部分」には 16,200（ $=81,000 \times 18,000 / 90,000$ ）千円と算定される。「リース構成部分」と「非リース構成部分」を区分処理する場合、下記のような仕訳処理が必要である（「適用指針 33 号」〔設例 7〕 参照）（単位：千円）。

リース契約時：

（借）使用権資産 64,800
（貸）リース負債 64,800

第 1 回リース料支払日：

（借）リース負債 6,480

（該当する）費用科目 1,620

（貸）現金預金 8,100

ただし、契約に「リース構成部分」と「非リース構成部分」が含まれている場合、「非リース構成部分」を「リース構成部分」と合わせて「リース構成部分」として例外的な取扱いを選択することができる（「基準 34 号」29 項）。上記設例において「リース構成部分」としてリース契約の対価全額を一括処理する場合における仕訳処理は、下記のとおりである（「適用指針 33 号」〔設例 7〕 参照）（単位：千円）。

リース契約時：

（借）使用権資産 81,000

（貸）リース負債 81,000

第 1 回リース料支払日：

（借）リース負債 8,100

（貸）現金預金 8,100

なお、原資産を使用する権利を「リース構成部分」として区分する判定基準は、IFRS16(par. B32)の規定を模倣して、下記二要件のいずれも満たす必要がある（「適用指針 33 号」16 項）。

- (1) 原資産の使用により単独で借手が経済的利益を得ることができる。または、当該原資産と借手が容易に利用できる他の資源を組み合わせることで借手が経済的利益を得ることができる。
- (2) 原資産の契約に他の原資産への依存性または相互関連性が高くない。

「基準 34 号」は、リース取引を「リース構成部分」と「非リース構成部分」に区分し、資産使用権対価の金額を「リース構成部分」と「非リース構成部分」に配分する会計処理を要求している。したがって、この区分の相違によって「使用権資産・リース負債」の計上額が異なってくるので、「リース構成部分」と「非リース構成部分」の判別は重要である。

3. リース取引の計算方法

(1) 借手の会計処理

IFRS16 はすべてのリース取引（短期・少額のリース取引を除く）に「使用権資産とリース負債の両建処理」の単一会計処理を採択したが、その理由は次のとおりである（IFRS16, par.

BC51)。

- (1) 借手のリース取引にはリース資産とリース負債が生じるので、他の金融資産と同様に金利費用を計上し、他の有形固定資産と同様に減価償却費を計上することは財務諸表利用者にとって有用である。
- (2) 二区分モデルは操作可能である。
- (3) すべてのリース取引を単一の会計処理を行えば、原資産の性質や残存耐用年数に関係なく、借手が使用権を取得したという事実を適切に反映できる。
- (4) 単一会計モデルでは理解が容易であり、コストと複雑性が減少する。

角ヶ谷 (2024, 59 頁) も解析したように、IFRS16 は、オンバランス回避行動を防止すること、オペレーティング・リースも概念フレームワークの資産・負債の定義に合致すること等を根拠にして、すべてのリース取引をオンバランス処理する「使用権モデル」を採用している。

わが国の「基準 34 号」によるリース取引の定義・計算方法は IFRS16 の定義・計算方法をモデルにしているので、「使用権モデル」が採用されている。したがって、原資産を使用する権利が借手に移転するとみなされるので、リース取引の借手では「使用権資産」と「リース負債」を両建計上する会計処理が要求される。

「使用権モデル」に基づいて借手がリース取引と判定した場合、リース開始日に、原則として、未払いであるリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により「リース負債」の計上額を算定する（「基準 34 号」34 項）。なお、利息相当額は、原則として、借手のリース期間にわたり利息法により配分される（「基準 34 号」36 項）。

改訂前の「基準 13 号」では、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」における「リース債務」は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（借手において貸手の購入価額等が明らかでない場合には、見積現金購入価額）とのいずれか低い額により計上されていたが、「基準 34 号」は、「リース取引」における「リース負債」の計上額としてリース負債総額の現在価値による測定に限定・変更している。

他方、「使用権資産」は、当該リース負債にリース開始日までに支払った「借手のリース料」、付随費用および資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除して算定される（「基準 34 号」19 項、33 項）。

ここに「借手のリース料」とは、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払いであり、次のような費用から構成される（「基準 34 号」35 項）。

- (1) 借手の固定リース料（借手がリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払いであり、変動リース料以外のもの）
- (2) 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料（上記 (1) のうち、リース開始日後に発生する事象または状況の変化により変動する部分）
- (3) 残価保証（リース終了時に、原資産の価値が契約上取り決めた保証価額に満たない場合、その不足額について貸手と関連のない者が貸手に対して支払う義務を課せられる条件）に係る借手による支払見込額
- (4) 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額
- (5) リースの解約に対する違約金の借手による支払額（リース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）

使用権資産の償却方法は、「原資産の所有権移転リース」と「原資産の所有権移転外リース」で異なる。前者のリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とする（「基準 34 号」37 項）。他方、後者のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定される。この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする（「基準 34 号」38 項）。

要するに、未払リース料の総額の現在価値を

リース負債として計上するが、リース開始日までに支払った借手のリース料および付随費用がない場合には、「使用権資産」の計上額は「リース負債」の計上額と同額となる。利息費用はリース期間にわたって原則として利息法で処理され、利息費用の計上とともにリース負債は減額される。

たとえば、「基準 34 号」の会計処理に従って、前記設例（リース料年額 4,000 千円（リース料総額 12,000 千円）、リース期間 3 年）におけるリース契約時（開始時）、リース料支払日・決算日および契約満了時（原資産の返却時）における仕訳処理を示せば、次のとおりになる（単位：千円）。

- t_1 期首（リース契約時）：
- （借）使用権資産 10,893
（貸）リース負債 10,893
- t_1 期末（第 1 回リース料支払日・決算日）：
- （借）リース負債 3,455
支払利息 545
減価償却費 3,631
（貸）現金預金 4,000
減価償却累計額 3,631
- t_2 期末（第 2 回リース料支払日・決算日）：
- （借）リース負債 3,628
支払利息 372
減価償却費 3,631
（貸）現金預金 4,000
減価償却累計額 3,631
- t_3 期末（第 3 回リース料支払日・決算日）：
- （借）リース負債 3,810
支払利息 190
減価償却費 3,631
（貸）現金預金 4,000
減価償却累計額 3,631
- t_3 期末（リース満了時）：
- （借）減価償却累計額 10,893
（貸）使用権資産 10,893

なお、わが国では、「適用指針 16 号」が容認していた会計処理を継承し、「適用指針 33 号」も①「短期のリース取引」および②企業に事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引であり、かつ、リース契約 1 件当たりのリース総額

が 300 万円以下である「少額のリース取引」には、簡便法が利用できる（「適用指針 33 号」34-35 項）。すなわち、「オペレーティング・リース取引」と同様に、通常の「賃貸借処理」に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

表 2 では、「基準 33 号」によりリース取引と判定された場合、借手の会計処理が示されている。

表 2 「基準 33 号」による借手の会計処理

短期のリース取引・少額のリース取引	リース期間にわたって定額法により損益計算書に費用計上する。
上記以外のリース取引	リース開始時には貸借対照表に使用権資産・リース負債を両建計上する。

出所：著者作成。

このように、「基準 33 号」は、リース取引の会計処理に「資産使用権モデル」を採用して「使用権資産・リース負債の両建計上処理」を原則法とするが、「適用指針 33 号」により「短期のリース取引」と「少額のリース取引」には例外法として「賃貸借処理」も認められている。なお、IFRS16 (pars.B3-B8,BC100) が「少額のリース取引」（原資産の新品時の価額 5,000 米ドル以下のリース取引）に対して例外法を容認したので、IFRS 任意適用企業は個別財務諸表について連結財務諸表と同じ 5,000 米ドル基準も適用することができる⁹⁾。

(2) 貸手の会計処理

貸手の会計処理は、①リースの定義および「リース構成部分」と「非リース構成部分」の識別、②平成 30 年（2018 年）3 月 30 日公表の企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図っている点を除き、「基準 13 号」の会計処理と同じである。したがって、「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」の分類、「所有移転ファイナンス・リース取引」と「所有移転外ファイナンス・リース取引」の区別は継続して利用される（「基準 34 号」43-44 項、BC13 項、BC53 項）。

たとえば、「ファイナンス・リース取引」のうち「所有権移転ファイナンス・リース取引」を判定する場合には、(1)「所有権移転条項付リース」、(2)「割安購入選択権条項付リース」または(3)「特別仕様のリース物件」を考慮することになる(「基準33号」70項)。

ただし、収益認識会計基準が割賦基準を容認していないこととの整合性から、「基準13号」では選択可能であった(a)「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」は廃止されることになった(太田(2025)146頁)。

「所有移転ファイナンス・リース取引」の貸手は、「基準13号」の会計処理と同様に、リース取引開始日に「売買処理」により「リース債権」として計上し、「所有移転外ファイナンス・リース取引」の貸手は、「売買処理」により「リース投資資産」として計上する(「基準33号」46項)。

「所有移転ファイナンス・リース取引」と判定された場合、貸手は借手からのリース料と割安購入選択権の行使価額によって回収を図るが、「所有移転外ファイナンス・リース取引」の場合には、リース料と見積残存価額の合計額によって回収を行う点で異なる。この差異を踏まえて、「所有移転ファイナンス・リース取引」による資産は「リース債権」に計上し、「所有移転外ファイナンス・リース取引」による資産は「リース投資資産」に計上する。この場合の「リース投資資産」は、将来のリース料を受受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産であると考えられる(「基準33号」BC56項)。

前記設例(リース料年額4,000千円(リース料総額12,000千円)、リース期間3年)における貸手の購入価額を10,500千円、計算利率を7%と仮定した場合における(c)「売上高と売上原価を計上せずに利息相当額を各期に配分する方法」の仕訳処理を示せば、下記のとおりである(単位:千円)。

t ₁ 期首(リース契約時):	
(借)リース投資資産	10,500
(貸)買掛金	10,500
t ₁ 期末(第1回リース料受取日・決算日):	
(借)現金預金	4,000
減価償却費	4,000

(貸)リース投資資産	3,266
受取利息	734
リース投資資産	4,000
t ₂ 期末(第2回リース料受取日・決算日):	
(借)現金預金	4,000
減価償却費	4,000
(貸)リース投資資産	3,494
受取利息	506
リース投資資産	4,000
t ₃ 期末(第3回リース料受取日・決算日):	
(借)現金預金	4,000
減価償却費	4,000
(貸)リース投資資産	3,740
受取利息	260
リース投資資産	4,000

4. 税法に対する企業会計基準第34号の影響

令和7年度税制改正時には、法人税法における基本的な税務処理に変更がなかったため、法人税法第64条の2は改正されず、従前の税制が維持されている。ただし、従来の「オペレーティング・リース取引」が「基準34号」における「リース取引」に該当する場合、当該リース取引について会計と税務に不一致が生じるために、申告調整手続きが必要となる。「基準34号」の会計処理に対処するために法人税法第53条が新設され、「貸借料のうち債務が確定したものの損金算入を認める。」と規定している。

また、「基準34号」による改訂によって、「所有権移転リース」のリース期間は経済的使用可能予測期間に変更されたために、法定耐用年数を採用する法人税法とは異なるリース期間であれば、所得計算上、税務調整を行う必要がある。

法人税法施行令第48条の2が改正され、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」におけるリース資産の償却費を計算する場合、取得価額から残価保証額を控除しないことになった。

VI. わが国のリース会計基準における課題—むすびに代えて—

わが国では、ASBJがIFRS16をモデルにして新リース会計基準として「基準34号」を令和6年9月に公表し、「使用権モデル」による会計処

理に大転換した。借手のリース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類することなく、すべてのリース取引（「短期のリース取引」と「少額のリース取引」を除く）には「使用権資産」と「リース負債」を貸借対照表にオンバランスする会計処理に変更している。

その結果として、投資者や経営者が資産の効率的活用を判断する際に重要な財務分析指標となる「自己資本比率」(equity ratio) (= 自己資本 ÷ 総資産)、「総資産利益率」(return on assets : ROA) (= 当期純利益 ÷ 総資産) 等は悪化することになる。したがって、投資者は企業の経営効率について順応的に適正評価を行う必要に迫られ、経営者には資本効率の観点から従来以上に厳格な管理会計が求められる。一方、「賃貸借処理」により計上していた賃借料が「使用権モデル」の適用によりオンバランスする減価償却費と支払利息に代わるので、資本構成・税率・減価償却方法による影響を受けない企業間収益比較に役立つ「利払前・税引前・減価償却前利益」(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization : EBITDA) (= 税引前当期純利益 + 特別損益 + 支払利息 + 減価償却費・償却費) は上昇する(太田(2025) 327-328頁)。

従来の「オペレーティング・リース」が資本化され、「リース資産」の追加計上に伴う財務分析指標が悪化すれば、株価の下落、信用格付けの格下げ等が懸念される。「リース負債」の追加計上によっても、財務体質・資本構成の安全性・健全性を把握できる指標の「自己資本比率」は悪化するので、財務制限条項(financial covenant)に抵触する恐れは否定できない。実証研究においても、新たにオンバランス化されたリース負債が企業の信用力評価に影響を与えている可能性は確認されている(加賀谷(2021) 260頁)。その結果、経営者に責任が問われる可能性も浮上してくるであろう⁽¹⁰⁾。

また、「基準34号」の新規定では、原資産を使用する権利を「リース構成部分」と「非リース構成部分」に区分しなければならないので、追加的な事務負担が生じることになった。「リース構成部分」に区分する場合には、「原資産の契

約に他の原資産への依存性または相互関連性が高くない」という判定基準が適用されることになるが、区分判定としては抽象的な指針となっているので、借手による恣意的な判断によって「非リース構成部分」とみなし、使用権資産の計上額の一部または全部を費用処理する操作が可能である。さらに、「リース構成部分」と「非リース構成部分」に配分する場合、独立価格の比率に応じて按分することになるが、その見積りにも追加的な検討が必要となった。

「原資産の所有権移転リース」における減価償却費を算定する場合には、リース期間は経済的使用可能予測期間に変更されたために、リース期間の見積りが企業間で大幅に相違すると、自動的に減価償却費の金額も企業間で乖離する。

「リース負債・使用権資産」を計算する際には複雑な割引計算や主観的な見積数値が財務報告数値として利用され、「会計基準の国際的コンバージェンス」は着実に進行している。IAS/IFRSが改訂される度に、わが国のリース会計基準は対応に迫られ、「後追いつ的国際的コンバージェンス」に終始してきた。その場合、会計基準の改訂・新規設定を受けて、法人税法の計算規定が修正されるケースもあることは、税制史上、注目に値する。売買目的有価証券に対する時価法の強制適用、棚卸資産に対する「原価と正味売却価額の低価主義」の強制適用とLIFOの廃止等とともに、リース資産に対する「売買処理」の計算規定の中に複雑な割引計算や主観的な見積数値が例外法として導入され、法人税法も、「企業会計基準」を通じてIAS/IFRS(「国際的会計基準」)に影響を受けてきたと言えるのかもしれない。

しかしながら、IAS/IFRSの存立理由は「財務諸表の国際的比較可能性」(international comparability of financial statements)を確保することであり、国際的な資本市場における現在・将来の投資者・債権者等の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」(decision-usefulness approach)の観点から、主として投資者にとって有用な公正価値、割引現在価値・見積数値が大幅に利用されている。また、

リース会計のように、法的形式より経済的実態の判断を重視する「経済的実質優先主義」が採用され、法的所有権を保有しなくてもリース資産として貸借対照表上に認識・測定できる。リース資産・リース負債の計上額にも、将来キャッシュ・フローの割引現在価値が利用されているが、その割引率・割引期間は財務上の仮定による予測数値である。国際的な資本市場における投資者の投資決定にとって有用である将来キャッシュ・フローを重要視した会計処理が最優先されている（菊谷（2011）25 - 26頁）。

しかし、見積りや見積りの修正に当たっては借手の判断が介入するために、そこに採用された仮定の合理性が担保されているのか、あるいは仮定による予測数値を含むリース会計が固定資産全体としての会計処理と整合的に構築されていないのではないかという疑念は解消されていない（菱山（2024）10頁）。

本来、IAS / IFRS の適用対象企業は「財務諸表の国際的比較可能性」を図るために国際的な資本市場に上場している多国籍企業であるので、金融商品取引法の適用を受ける上場企業等、会社法上の会計監査役設置企業等の大企業に対して「基準 34 号」の強制適用は適切であるが、中小企業にまでも（任意）適用させる必要はないと考えられる。中小企業の場合、会計目的がほとんど税務目的であり、納税資金と財務安全性・信頼性を配慮する傾向が強いので、簡便法を容認し、しかも申告調整を必要としない税務法令が実務的会計基準として選択されることになるであろう。

注

(1) 米国では、リース取引の歴史は古く、1700年代において長期リース取引が地方農業地・大都市商業用地に利用されていた（石井（2007）29頁）。19世紀後半には、鉄道会社間でリースを利用し、鉄道会社が合同し鉄道線を連結して輸送力を高め、財務力を強化して倒産を防いでいた（石井（2023）6頁）。1930年代に入り「セールス・リースバック取引」（sales and leaseback）も出現したが、リース取引に係る会計規制は確立していなかった。

米国会計士協会（American Institute of Account-

ants: AAA）が1936年に設置した会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure: CAP）が1949年10月に会計調査公報（Accounting Research Bulletins: ARB）第38号「リース賃借人の財務諸表における長期リースの開示」（Disclosure of Long-Term Lease in Financial Statements of Lessees）を公表し、初めてリース取引に関する実務手続基準が活用されることになった。1957年にAAAから改称された米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）は、CAPに代わる会計基準設定機関として会計原則審議会（Accounting Principles Board :APB）を新設し、1964年9月にAPB意見書第5号（Accounting Principles Board Opinion No.5）「リース賃借人の財務諸表におけるリースに関する報告」（Reporting of Lease in Financial Statements of Lessee）、1966年5月にAPB意見書第7号「リース賃借人の財務諸表におけるリースの会計処理」（Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors）、1972年11月にAPB意見書第27号「リース賃借人の製造業者または販売業者によるリース取引の会計処理」（Accounting for Leases Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors）、1973年6月にAPB意見書第31号「リース賃借人による契約義務の開示」（Disclosure of Lease Commitments by Lessees）を公表していた。APBに代わり1972年に新設されたFASBは、上記四つのAPB意見書を集大成して1976年11月にSFAS13を公表した。SFAS13の公表後、SFAS17（1977年11月）、SFAS22（1978年6月）、SFAS23（1978年8月）、SFAS26（1979年4月）、SFAS27（1979年4月）、SFAS28（1979年5月）、SFAS29（1979年6月）、SFAS86（1985年8月）、SFAS91（1986年12月）、SFAS98（1988年12月）等によってSFAS13における会計処理規定の部分的改訂または追加・削除が行われている（菊谷（1994）231-251頁）。

FASBにより1976年11月に公表され、何度も改訂されてきたSFAS13は、現在まで米国におけるリース会計の基盤の基準となつていと言っても過言ではない。すなわち、①所有権移転条項（リース期間終了時までにはリース資産の所有権が賃借人に移転するリース）、②割安購入選択権条項、③耐用年数条項（リース期間が見積耐用年数の75%以上であるリース）および④公正価値条項（最小リース料支払額総額

の割引現在価値がリース資産の公正価値の90%を超えるリース)の一つ以上を満たすリース取引は、資産所有の危険と利益が実質的に移転するリース取引とみなされ、資本化されている(SFAS13, par.7)。

なお、「ファイナンス・リース」は、米国では「キャピタル・リース」(capital lease)と呼ばれている。「資金調達(finance)によるリース」という意味よりは、「リース料の資本化(capitalization)」という意味合いが強い。

(2) 会計の調和化(harmonisation)とは、会計実務の相違度(degree of variation)に境界を設けることにより会計実務の共存(compatibility of accounting practices)を向上させるプロセスであり、標準化(standardisation)とは、より厳格で狭い一組のルールを課すこと(imposition of a more rigid and narrow set of rules)を意味する(Nobes (1985) p.331, Nobes (1991) p.70)。調和化の場合には、論理的に衝突しない代替的方法が同時発生的に存在できるので、複数の会計実務の混在が許容される。標準化あるいは統一化の場合には、単一の基準またはルールが適用され、基本的には複数の代替的会計方法の混在が許されない(Choi and Mueller (1984) p.410, Samuels and Piper (1985) p.56)。

(3) 「会計基準の国際的コンバージェンス」とは、会計基準の国際的調和化から標準化(あるいは統一化)に向けて差異を縮小し、収斂していくプロセスである。

(4) IASBは、IASCが作成したIASを改訂・修正または廃棄するとともに、自らIFRSを作成・公表している。IAS/IFRSにおける実質的な会計処理を変更することを「改訂」(revision)というが、他のIAS/IFRSとの用語等の整合性を担保するために、若干の「修正」(amendment)が行われる場合があり、IAS17(2003年改訂)は2009年に修正されていたために、2016年1月にIFRS16に差し替えられる際には、IAS17(2009年修正)が廃棄されている。

(5) 「資産使用权取得説」は、G4+1(オーストラリア・ニュージーランド・英国・米国の会計基準設定機関およびIASC)によって1996年に公表された『財務会計シリーズ特別報告書 リースの会計処理:新しいアプローチーリース契約の下で生じる資産・負債に関する賃借人による認識』(Financial Accounting Series Special Report, Accounting for Leases: A New Approach — Recognition by Lessees of Assets and Liabili-

ties Arising under Leases Contracts —)、2000年に公表された『ポジション・ペーパー リース:新しいアプローチの実行』(Position Paper: Leases: Implementation of a New Approach)で提唱されていた。

(6) 「譲渡担保」とは、資金貸借に際して担保物の所有権を債権者(貸付側)に移転させるが、後日一定期間内に当該債務の元本と利息相当額を弁済したときは、その担保物の所有権を債務者(借入側)に返還することを契約内容とする物的担保である。担保物を譲渡したときに担保設定者(債務者)に譲渡益を計上させて課税することは適当ではないので、その譲渡はなかったものとして取り扱われる。ただし、債務不履行等のために当該担保物を譲渡し、弁済に充てた場合には、時価により譲渡があったものとして取り扱われる(法基通2-1-18)。当該担保物の帳簿価額と時価との差額は譲渡損益、借入金と当該担保物の時価との差額は、債権者に対する贈与(寄附金)として処理される。たとえば、借入金3,000万円のために土地(帳簿価額1,200万円、時価3,600万円)を差し入れていたが、業績不振により債務不履行に陥り、当該担保物を譲渡した場合における税務仕訳は下記のとおりである(菊谷=依田(2008)46頁)(単位:万円)。

(借) 土地譲渡原価	1,200
借入金	3,000
寄附金	600
(貸) 土地	1,200
土地譲渡収益	3,600

(7) 延払条件付譲渡等に対して適用される「延払基準」とは、資産引渡時に代金を収益として計上しないで、支払期日到来額(回収可能額)を収益として計上する税務処理である。「延払基準」には、税法上、収益実現に注目して利益を繰り延べるという納税資金を猶予しようという配慮があるので、損失が生じる延払条件付譲渡等は除かれる。

(8) 前述したように、米国のSFAS13は、①所有権移転条項、②割安購入選択権条項、③耐用年数条項および④公正価値条項を列挙していたが、IAS17(2003年改訂)は⑤「特別仕様条項」を追加している(IAS17(2003年改訂), par.10)。わが国の「基準13号」はIAS17(2003年改訂)をモデルにして作成されたので、五つの条項を満たす場合に「所有権移転ファイナンス・リース」と判定する。ただし、①所有権移転条項、②割安購入選択権条項と⑤特別仕様条項のいずれ

かを満たさない場合には「所有権移転外ファイナンス・リース」として別処理が行われる。

- (9) 資産が新品時に通常は少額ではない性質のものである場合には、原資産のリースは少額資産のリースに該当しない。たとえば、自動車のリースは、新車は通常は少額ではないので、少額資産のリースに該当しないであろう。借手が資産を転貸しているか、または資産を転貸することを見込んでいる場合には、ヘッドリースは少額資産のリースに該当しない。「少額の前資産」の例としては、タブレット、パーソナル・コンピュータ、小型の事務所備品、電話などがある(IFRS16, pars. B6- B8)。
- (10) 「自己資本比率」は、返済義務のない自己資本による調達割合を示すが、それが高ければ利子を支払う負債もそれだけ少ないことを意味するので、利子費用の負担が軽くなり、その分だけ利益に貢献し、経営業績の改善に役立つことになる。「自己資本比率」は、業種によって異なるが、一般の事業会社では30%が一つの目安となっている。負債が自己資本の2倍程度に抑えられているならば、会社の財務体質は安全圏内に入っているが、20%を下回る(すなわち、負債が自己資本の4倍以上である)ならば、会社の財務体質は危険な警戒圏内に入っていると言える(菊谷(2003)44-45頁)。

参考文献

Alexander, David (1986), *Financial Reporting :The theoretical and regulatory framework*, Van Nostrand Reinhold(UK) Co.Ltd.

Choi, Frederick D.S.and Mueller, Gerhard G.(1984) *International Accounting*, Prentice-Hall.

Financial Accounting Standards Board(1976) Statement of Financial Accounting Standards No.13 Accounting for Leases. SFAS13

菱山 淳(2024)「リースの会計処理における見積要素」『會計』第205巻第5号。

International Accounting Standards Board(2004)International Accounting Standard 17 Leases(revised 2003). IAS17(2003年改訂)

International Accounting Standards Board(2016)International Financial Reporting Standard 16 Lease IFRS16

International Accounting Standards Committee(1982)

International Accounting Standard 17 Accounting for Leases IAS17(1982年)

石井 明(2007)「米国のリースの歴史と会計問題」『大宮ローレビュー』第3号。

石井 明(2023)「19世紀後半および20世紀初頭におけるアメリカ鉄道リースの考察 — アメリカ鉄道で生成したリース資本化論 —」『横浜商大論集』第57巻第1号。

加賀谷哲之(2021)「新リース基準導入が借手企業に与える影響」『企業会計』第73巻第11号。

企業会計審議会(1993)「リース取引に係る会計基準の設定について」.....「リース基準の設定について」

企業会計審議会(1993)「リース取引に係る会計基準」.....「リース基準」

企業会計基準委員会(ASBJ)(2004)「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」。

企業会計基準委員会(2007)企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」.....「基準13号」

企業会計基準委員会(2007)企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」.....「適用指針16号」

企業会計基準委員会(2024)企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」.....「基準34号」

企業会計基準委員会(2024)企業会計基準適用指針第33号「リース取引に関する会計基準の適用指針」.....「適用指針33号」

菊谷正人(1988)『英国会計基準の研究』同文館。

菊谷正人(1994)『国際会計の研究』創成社。

菊谷正人(1996)『精説 法人税法』テイハン。

菊谷正人(2003)『ライバルに差をつける 速攻!財務諸表』日本経済新聞社。

菊谷正人(2011)「IASC・IASBの変遷の歴史とIAS・IFRSの特徴」『経営志林』第47巻第4号。

菊谷正人=内野正昭(2007)「リース取引関連税制の新展開」『税経通信』第62巻第4号。

菊谷正人=依田俊伸(2008)『法人税法要説』同文館出版。

Nobes, Christopher(1985)“Harmonization of Financial Reporting”, in: Christopher Nobes and Robert Parker (eds.) *Comparative International Accounting Second Edition*, Philip Allan / St.Martin’s Press.

Nobes, Christopher(1991)“Harmonization of financial

reporting”, in: C. Nobes and R. Parker (eds.) *Comparative International Accounting Third Edition*, Prentice Hall Internatioinal (UK) Ltd.,

太田達也 (2025) 『「新リース会計基準と税務」完全解説』税務研究会出版局。

リース事業協会 (2021) 「リース事業協会 50 年史 I — 1970 年代の基盤整備 —」 (<https://www.leasing.or.jp/50th/docs/50thhistory01.pdf> 2025 年 11 月 14 日訪問)。

武田隆二 (1994) 『平成 6 年版 法人税法精説』森山書

店。

坂本雅士 (2024) 「リース税制にみるセール・アンド・リースバック取引の取扱い — 歴史的な考察を通して —」『會計』第 206 巻第 5 号。

Samuels, J. M. and Piper, A. G. (1985) *International Accounting: A Survey*, Crom Helm.

角ヶ谷典幸 (2024) 「リース会計基準(案)の経緯と課題 — 借手のオペレーティング・リースの会計処理 —」『會計』第 206 巻第 2 号。